

第2次鹿屋市環境基本計画

—概要版—

計画策定の趣旨と位置づけ

鹿屋市（以下「本市」という。）では、平成22（2010）年3月に「鹿屋市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、目指すべき環境像の実現に向けて各種環境施策の推進に取り組んできましたが、環境を取り巻く国内外の情勢に様々な変化が生じてきています。

本市では、世界や国の動向、社会情勢の変化や前計画の検証結果等を踏まえ、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを定めた「鹿屋市環境基本条例」第9条の規定に基づき、新たに第2次鹿屋市環境基本計画（以下「本計画」という）を策定しました。

本計画は、第2次鹿屋市総合計画が掲げるまちづくりの将来像を実現するため、「未来につながるひとと自然環境にやさしいまちかのや」を新たな環境像に定め、今後、取り組んで行く環境関連施策・事業の基本指針として、関連計画をはじめ国や鹿児島県の各種計画と整合性を図りつつ展開して行くこととしています。

また、本計画中の第4章第4節地球環境については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく区域施策「鹿屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとして策定しています。」

計画期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を計画の対象期間とします。

なお、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、令和6（2024）年度を中間見直し年度とし、計画内容の見直しを行うこととします。

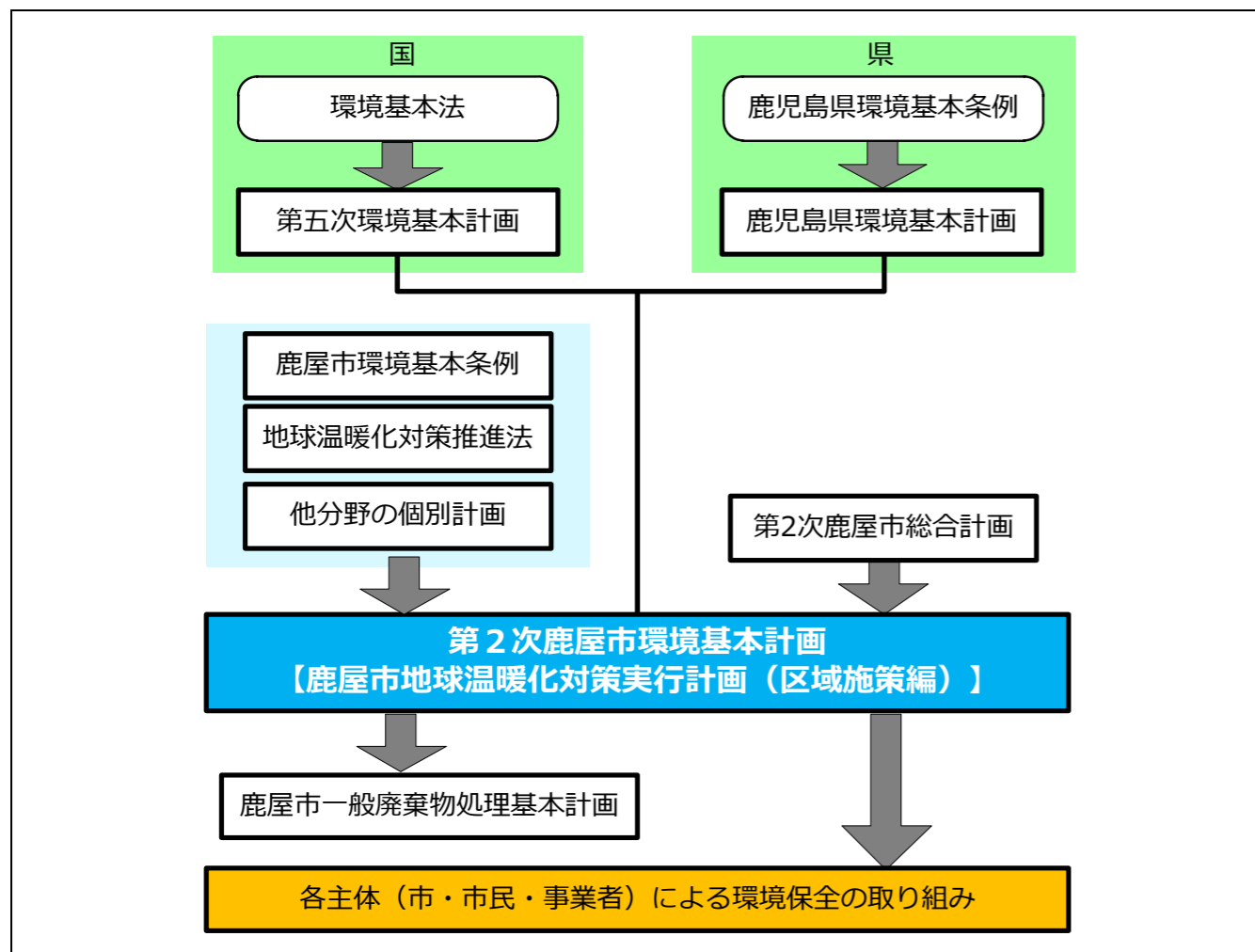
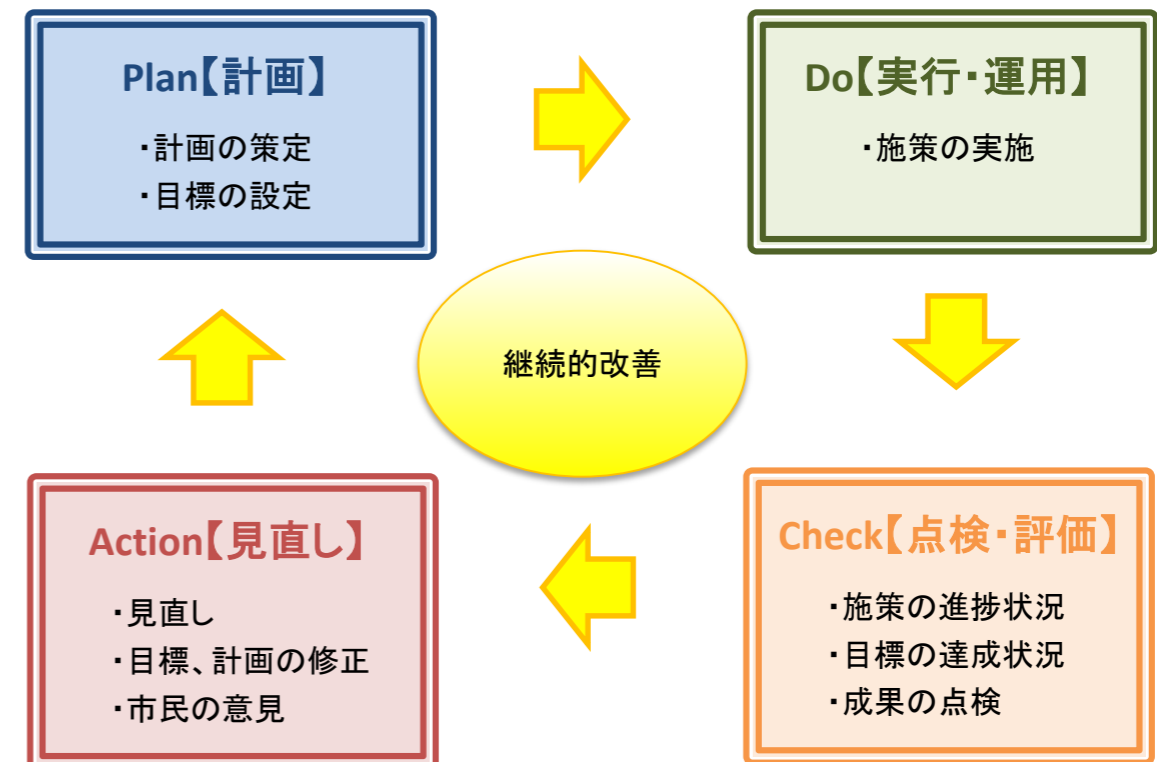


計画の進行管理

施策の効果及び目標の達成度については、環境指標を基に評価検証を実施し、必要に応じて関係機関との連携強化や計画の見直し・修正などを行います。

また、計画の推進にあたっては、次のような環境マネジメントシステムの基本的な考え方を取り入れ、計画（Plan）、実行・運用（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）を繰り返して行う「PDCA サイクル」により管理し、環境の継続的な保全の取り組みに努めます。

「環境マネジメントシステムの考え方」



未来につなごう ひとと自然環境にやさしいまち かのや

環境負荷の「低減」

健全な物質・生命の「循環」

健全な生態系の「維持・回復」

自然と人間との「共生」や地域間の「共生」

生活・快適環境

関連する主なSDGs



■ 施策1 水環境の保全

- 河川・地下水の定期的な水質調査
- 生活排水対策の推進
- 事業系排水対策の推進
- 河川愛護、河川環境の保全
- 水の循環の確保

■ 施策2 大気環境の保全

- 悪臭の防止（家畜ふん尿等）
- 騒音・振動の防止
- 大気汚染物質の監視
- 自動車公害対策

■ 施策3 土壌環境の保全

- 土壌環境の保全
- 化学物質対策

■ 施策4 快適な住環境の確保

- 地域の環境美化
- 歴史的・文化的環境の確保・保全
- 景観の確保

ごみの減量・リサイクル

関連する主なSDGs



■ 施策5 ごみの減量・リサイクルの推進

- 環境関連法令の周知啓発
- ごみの減量・リサイクルの推進
- 食品ロスの削減
- 不法投棄防止対策
- 適正処理の推進と不適正処理の防止

自然環境

関連する主なSDGs



■ 施策6 自然環境の保全

- 山地（森林など）の保全
- 平地（農地など）の保全
- 沿岸（海岸）の保全
- 野生生物の保護及び生育環境の保全
- 鳥獣被害防止・外来種対策の推進
- 野生生物の保護
- ふれあいの場の提供
- 自然保護意識の向上

地球環境

関連する主なSDGs



■ 施策7 地球温暖化対策の推進

- 「COOL CHOICE」(賢い選択)の推進
- 森林吸収対策

■ 施策8 エネルギーの有効利用

- 行政の率先行動
- 再生可能エネルギーの活用

環境学習

関連する主なSDGs



■ 施策9 環境学習・環境教育の推進

- 学習・教育の機会の提供
- 学校や社会での環境学習の推進

■ 施策10 環境パートナーシップの推進

- 環境情報の整備・発信
- 環境保全におけるパートナーシップの構築